

## 《研究成果の概要》

2018年4月1日から9月30日まで、台北の中央研究院近代史研究所に滞在。期間中は研究室が与えられ、ほとんどの時間は研究所で過ごしました。

研究所では毎週木曜日にいろいろなテーマの研究会が開かれ、可能な限りに出席するように心がけていました。

研究期間の前半は主に資料収集に当てました。特に1920-30年代上海で発刊する『会計研究』や『申報』を利用した資料収集を行いました。

後半は下記二つの仕事に当てました。

1 9月13日開催の中央研究院近代史研究所学術討論会にて、「民国初期における金融隆盛と中国会計師の生成、1918-1925」（「民初金融風潮與中国会計師之縁、1918-1925」，報告者：林美莉）を題する学術報告のコメントーターを担当しました。

2 9月20日、私自身が中央研究院近代史研究所にて、「日本会計士制度の立法背景と過程—大正期会計士立法運動を中心に」（「日本会計士制度的立法背景和過程—以大正期会計士立法運動為中心—」）を題する学術講演会を行いました。

民国時期における日中会計の交渉と言った課題の一環として、中国の職業会計人制度の生成において、大正期の日本からどのような影響を受けていたのかを検討したのが今回在外研究の成果になります。かつての清国留学生である謝霖は1918年6月に当時の北洋政府農商部と財政部の上申書を送り、会計士制度の創立を提案しました。当該上申書の中に会計士の職務を列挙していますが、それは1915年第36回帝国議会に提案された「会計監査士法案」を参考したことが判明されました。ただし大きな課題も発見され残されました。それは日本の「会計監査士法案」において、会計士の最も重要な職務である「会計事務の監査」という条項が謝の上申書では削除されました。それは当時において謝は西洋の会計士監査というものについてまだわからないから削除したのか、それともわかったうえで、民国時の中国にとってまだ監査に対するニーズがなく、必要がないと思って削除したのか、ということは今後の課題として更なる追究が必要と思われます。